

## 秋葉区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

## 1. 変更の概要

(1) 変更種目：用途変更

(2) 変更概要

番号	編入箇所 (大字, 字, 地番)	編入前の 用途区分	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地 目)	編入後の 用途区分
1	新潟市秋葉区岡田 字休場 365 番 1 外 4 筆	農用地	法第 10 条第 3 項第 4 号該当 具体的理由：乾燥調製施設 建設及び農業用機械置場の ため	1,585 m <sup>2</sup> (田) 429 m <sup>2</sup> (畑) 計 2,014 m <sup>2</sup>	農業用施 設用地

## 2. 変更理由

新潟市秋葉区岡田地区において、乾燥調製施設及び農業用機械置場を設置することに伴い、新潟市秋葉区農業振興地域整備計画の変更（用途変更）を行うものである。

申出者は複合的な農業を行っており、その中で、米、麦、大豆の乾燥調製は既存の設備で行っているが、現状は他農業者からの乾燥調製の依頼を断らなければならぬほど機械処理に余裕がない状況である。地域農業をけん引する申出者には、今後も受け手として、規模拡大が見込まれる。既存の設備だけでは、今後農地を受けることが出来ないため、乾燥調製施設の増設は必要不可欠である。

それから、申出者は受け手として農地が増加している中、農業機械の大型化や台数の増加がある。しかし、機械が増える中、既存の機械を置く場所がなく苦慮している。また、置場がないため、やむを得ず分散して農業用機械を配置している現在、農作業やメンテナンス等の業務に支障をきたしているため、まとまった農業用機械置場の確保は必要不可欠である。

以上のことから、周辺住民に騒音や粉塵で迷惑をかけないこと、安全に作業ができ、機械等の保管する面積が確保できること、既存施設との連携等、営農上の効率を考慮し土地を選定したもので、やむを得ず新潟市秋葉区農業振興地域整備計画を変更し、用地を確保するものである。

## 3. 変更箇所及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

## 4. 変更箇所に係る農林水産事業実施状況(事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの)

該当なし

## 5. 変更経過

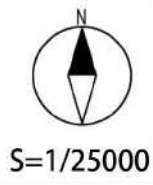
令和 6 年 11 月 6 日	新潟市秋葉区農業振興地域整備計画変更案に係る 12 条公告	(用途変更)
-----------------	-------------------------------	--------



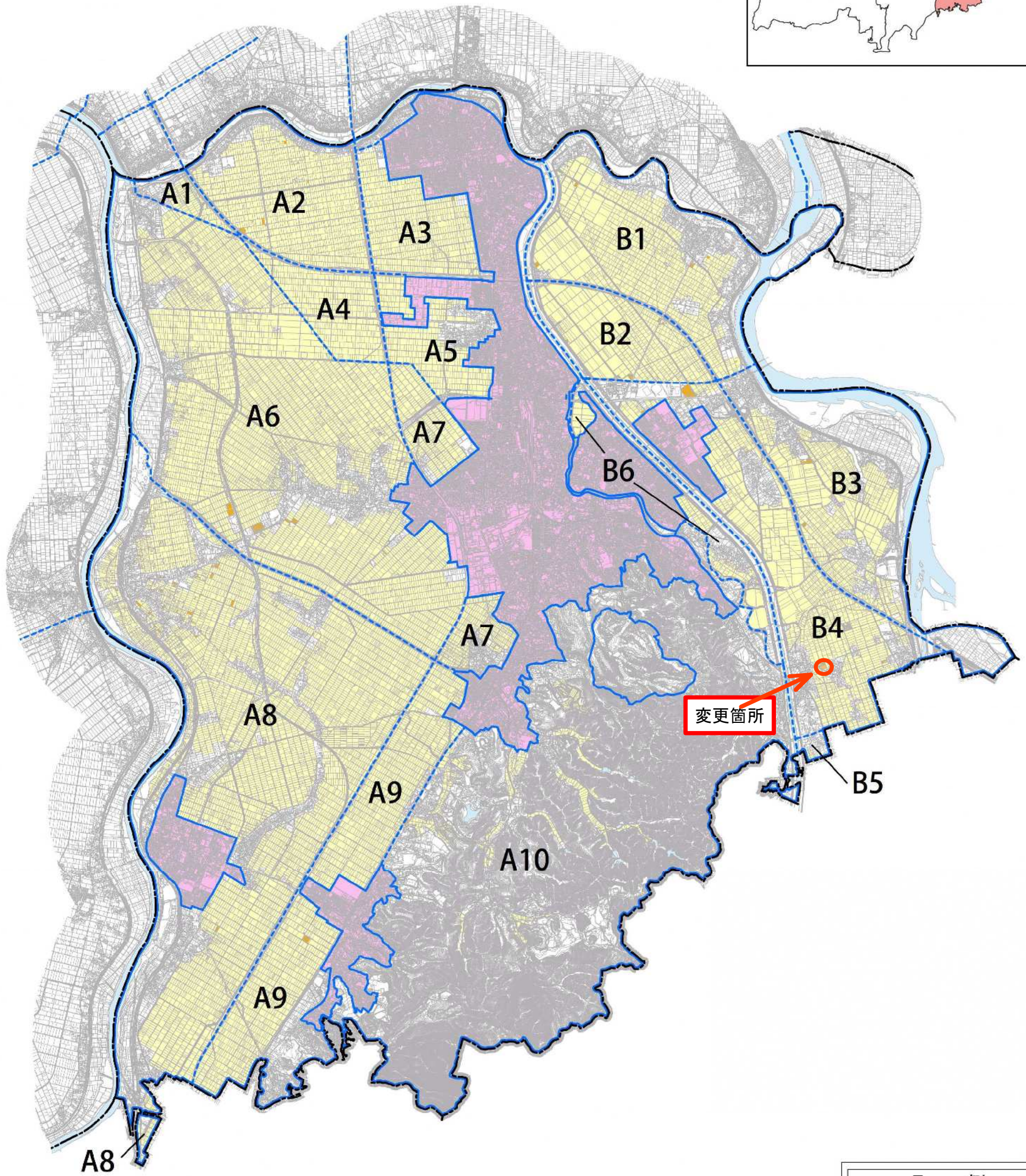
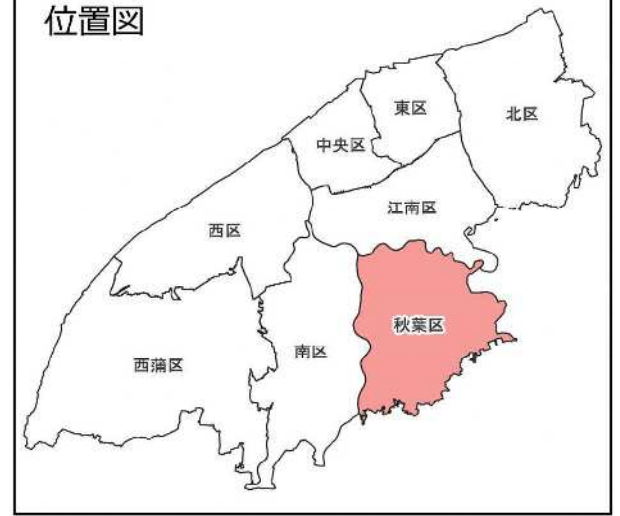
付図1号

# 土地利用計画図

# 秋葉区



位置図

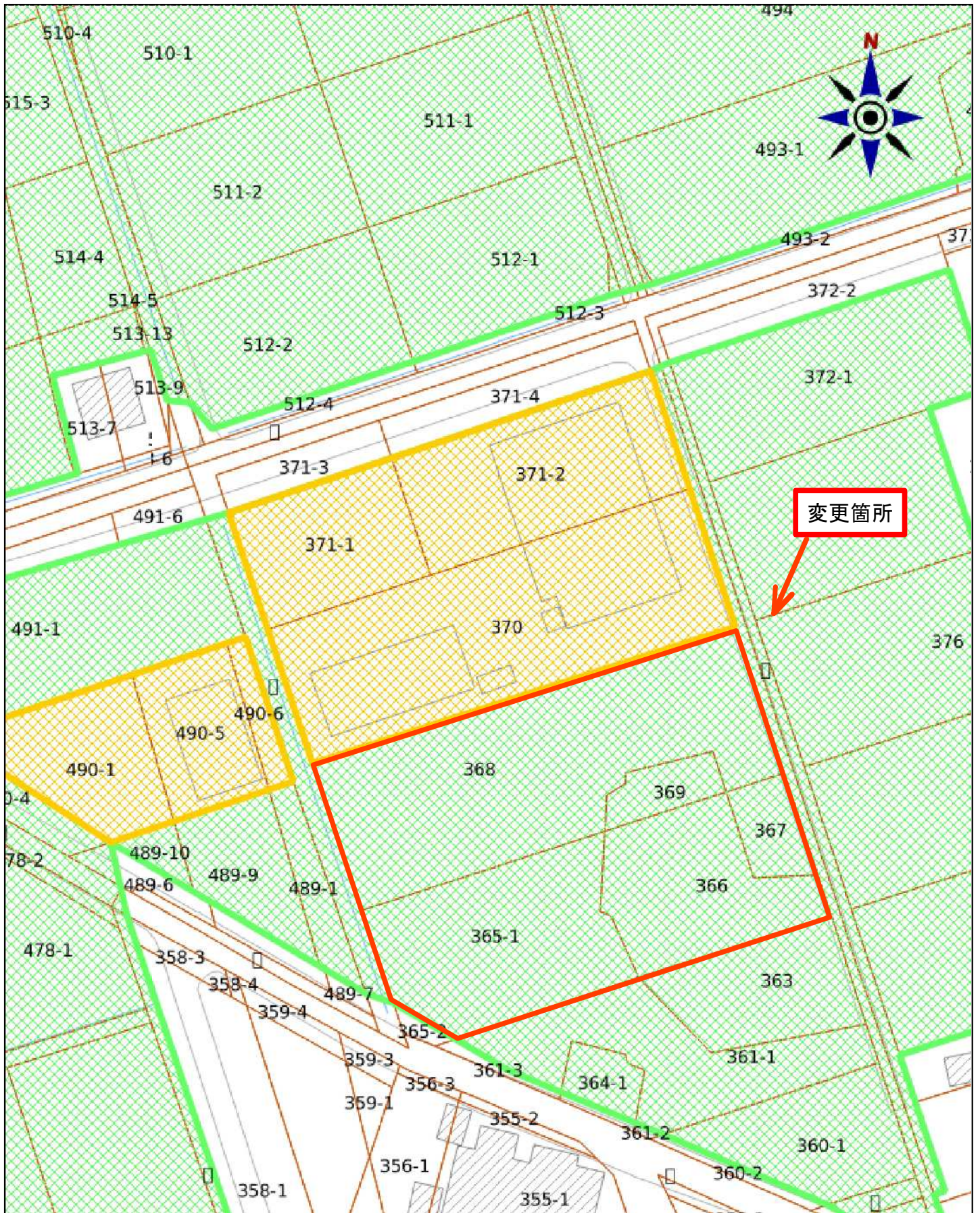


変更箇所

凡 例	
---	行政区界
—	農業振興地域界
- - -	地区区域界
■ (Yellow)	農振農用地
■ (Light Green)	採草放牧地
■ (Orange)	農業用施設用地
■ (Pink)	用途区域



# 詳細図



変更箇所

- 農振ゾーン
- 農用地区域
- 田
- 畑
- 樹園地
- 採草放牧地
- 山林原野
- その他
- 農業用施設用地
- 用途区域
- 既存集落区域